

資金繰り関係

建設業向け金融事業 [別添①、②]

- 地域建設業経営強化融資制度
 - ・公共工事請負代金債権を譲渡担保とすることで融資を受けられます。
 - また、工事の出来高を超えた分の融資について保証会社による保証が受けられるようになります。
 - 下請債権保全支援事業
 - ・下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金等の債権の支払をファクタリング会社が保証します。また、一部のファクタリング会社は手形の買い取りにも対応しており、早期に資金化することが可能となります。
 - ・また、不渡り猶予を受けた手形債権も損失補償助成の対象となります。
- <金融支援事業について> <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html>

支援内容一覧 [別添③]

※一部、支援内容の変更や3次補正で拡充・期限延長などの措置が講じられております。

セーフティーネット保証4号・5号の対象拡大 [別添④]

- ・売上高が前年同月比▲20%以上(4号)、▲5%以上(5号)減少等の経営の安定に支障が生じている中小企業者は、信用保証協会などによる保証(※)を受けることができます。
- (※)一般保証とは別枠(2.8億円)で、4号100%、5号80%保証
- 4号保証【地域指定】・・・3/23より47都道府県が指定
- 5号保証【業種指定】・・・5/1より全業種が指定

緊急保証制度の適用 [別添⑤]

- ・セーフティネット保証とはさらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種を対象に100%保証を受けることができます。

民間金融機関における実質無利子・無担保融資 [別添⑥]

- ・都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。
- <対象要件>セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

セーフティーネット貸付の要件緩和 [別添⑦]

- ・一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、日本政策金融公庫などによる融資を受けることができます。

無利子・無担保融資 [別添⑧～⑪]

- 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。
- 商工中金による危機対応融資
 - ・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施。
- マル経融資の金利引下げ(新型コロナウイルス対策マル経)
 - ・商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。
- 特別利子補給制度
 - ・日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等もしくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。

日本公庫等の既往債務の借換 [別添⑫]

- ・日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金等の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象。

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等 [別添⑬]

- ・(独)中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度、貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件が緩和。

経営セーフティ共済の特例措置 [別添⑭]

- ・取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度。

DBJ・商工中金による危機対応融資 [別添⑮]

- ・業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施。

中小企業向け資本金性資金供給・資本増強支援事業 [別添⑯]

- ・キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援

個人向け緊急小口資金等の特例 [別添⑰]

- 給付対象者：一時的な資金が必要な方(主に休業された方)が対象
- 貸付上限：学校休業、個人事業主等の場合、20万円以内(その他、10万円以内)
- 償還期限：2年以内
- 貸付利子：無利子

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策②(三次補正後)

助成金・給付金関係(雇用対策・売上減少等支援)

雇用調整助成金 (緊急雇用安定助成金) [別添⑱-1] (詳細は[別添⑱-2])

※現行の特例措置を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで継続されることになりました。

・経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対し一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するもの。

■助成内容・対象

- 休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3)
- 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業10/10、大企業3/4)

※上限額は1人1日当たり15,000円

- 教育訓練を実施した場合の加算額の引上げ

※中小企業2,400円、大企業1,800円

- 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象 など

■受給要件

- 支給限度日数は通常1年間に100日であるが、別枠で利用が可能
- 生産指標の要件を緩和
- 事業所設置後1年未満も対象 など

※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります、詳細は下記参照ください。

<雇用調整助成金について>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page07.html

小学校休業等対応助成金 [別添⑲]

※支給対象となる期間が令和3年3月末まで延長されております。

・小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な、

- ① 労働者(保護者)に対し、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に助成
- ② 委託を受けて個人で仕事をする方(保護者)に対し、就業できなかった日について支援の2種類あり。

■給付額

- ①【事業主向け】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給上限は1日あたり8,330円(令和2年4月1日以降取得の休暇分は15,000円)

- ②【個人向け】

就業できなかった日について、1日あたり4,100円定額

※令和2年4月1日以降の日については、1日あたり7,500円定額

■給付対象者

- ①【事業主向け】子ども(※)の世話を保護者として行う必要となった労働者に対し、労基法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主
 - ②【個人向け】子ども(※)の世話をを行う必要となった保護者で、一定の要件(個人で就業予定、業務委託契約等に基づき報酬が支払われている)を満たす方
- (※)A: 臨時休業等した小学校等に通う子ども
B: 感染などにより休む必要がある子ども

<小学校休業等対応助成金について> <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000625688.pdf>

産業雇用安定助成金 [別添⑳]

新規

・事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍型出向により維持するため、労働者を送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、助成。

■助成内容等

- ・出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する(申請手続きは出向元事業主が行う)。
- ・雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。
- ・上記のほかにも要件あり

■助成率・助成額

- ① 出向運営経費(賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費)

	中小企業	中小企業以外
出向元の労働者の解雇: 無し	9/10	3/4
出向元の労働者の解雇: 有り	4/5	2/3
上限額	1万2千円/日	

- ② 出向初期経費(就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際して出向元で予め行う教育訓練及び出向先が出向者を受け入れるために用意する機器や備品等、出向に要する初期経費)

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当(定額)	
加算額(※)	各5万円/1人当(定額)	

(※)出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額が加算。

<産業雇用安定助成金について> https://www.mhlw.go.jp/stf/sankokin0122_00003.html

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策③(三次補正後)

持続化給付金 [別添②]

※申請期限に間に合わない事情がある方については、書類の提出期限をR3/1/31～R3/2/15まで期限延長(1/31までに書類の提出期限延長の申込が必要)

・特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。

■給付額

・法人は200万円、個人事業者等は100万円 (昨年1年間の売上からの減少分を上限)

■給付対象者

・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が全年同月比で50%以上減少

<計算方法>

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12か月)

・事業収入等(※)を得ている中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等

・(※)個人事業主は、主たる収入を「事業収入」で確定申告した人が支給対象であったが、「雑所得」や「給与所得」で申告した人も対象。

・2020年1月～3月の間に操業した事業者も対象に追加。

<持続化給付金について> <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

[別添②]

拡充

※今般、シフト制の方や短時間休業なども対象に追加されました。

※大企業への対象拡大などの制度拡充等については、今後の動向を注視ください。

・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、支給。

■給付対象者

R2/10/1～R3/2/28までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)

した中小企業の労働者

■支援金額の算定方法

①1日当たり支給額(11,000円が上限) × ②休業実績

※①②の算定方法は以下の通り

①: 休業前の1日当たり平均賃金額 × 80%

②: 各月の日数(30日又は31日) — 就労した又は労働者の事情で休んだ日数

<休業支援金・給付金について> <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

家賃支援給付金 [別添③]

※新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、R3/2/15まで申請期限を延長

・5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給。

■給付対象者

・テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5～12月において以下のいずれかに該当する者

①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少

②連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少

■給付額・給付率

・申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6か月分の給付額に相当する額を支給。

→法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円

<家賃支援給付金について> <https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

事業再構築補助金 [別添④]

新規

※3月に公募開始予定ですが、今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

・新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援。

■給付対象者

・申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等

・事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等

※付加価値額の目標達成が必要

■補助対象経費

・建物費、設備費、システム購入費、外注費、研修費等(人件費・旅費除く)

■給付額・給付率

	通常枠	卒業枠	グローバルV字回復枠
中小	100～6,000万円・2/3	6,000万円超～1億円・2/3	—
中堅	100～8,000万円・1/2 (4,000万円超は1/3)	—	8,000万円超～1億円・1/2

<事業再構築補助金について> <https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyو-saikoutiku/index.html>

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策④(三次補正後)

その他(事業再開・設備投資・教育訓練等)支援関係

中小企業生産性革命推進事業 [別添②⑤] 改編

※詳細については、今後発表される情報をご確認ください。

・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させることが必要。

・そのため、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠に改編。

※これまでの特別枠はR2/12で募集終了

補助上限・補助率	通常枠	新特別枠 (低感染リスク型ビジネス枠)
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・ 1/2(小規模2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円(※)・3/4 ※感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

<中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト> <https://seisansei.smrj.go.jp/>

中小企業強靱化対策事業 [別添②⑥] 拡充

・中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援。

➢新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定を支援

➢認定を受けた事業者は、税制優遇や金融支援などを受けることが可能

・本特例の適用対象設備を追加した上で、適用期限を2年間延長予定(2023年3月末まで)。※改正法律案の成立が条件

<事業継続力強化計画について> <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

働き方改革推進支援助成金 [別添②⑦]

・新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成。

業務改善助成金 [別添②⑧] 拡充

・企業の生産性向上に資する設備投資などで業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費を助成。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html

人材開発支援助成金 [別添②⑨] 拡充

・職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援。

➢業種転換後に従事する職務に関する訓練も助成対象(拡充)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

トライアル雇用助成金 [別添③⑩] 拡充

・離職期間3カ月以上で同業経験のない人を雇った企業には、試用期間(最大3カ月)の賃金を最大月4万円助成。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.html

税制関係

中小企業経営強化税制の特例 [別添③⑪] 拡充

・経営力向上計画に基づき、設備投資を行うことで、即時償却または7%の税額控除の適用を受けることが可能。

・本特例の適用期限を2年間延長予定(2023年3月末まで)。

※改正法律案の成立が条件

<経営力向上計画について> <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

中小企業投資促進税制の特例 [別添③⑫]

・中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却(30%)又は税額控除(7%)※のいずれかの適用を認める措置。

・本特例の適用期限を2年間延長予定(2023年3月末まで)。

※改正法律案の成立が条件

少額減価償却資産の特例 [別添③⑬]

・中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備(パソコンやソフトウェア)について、全額損金算入することが可能。

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策⑤(三次補正後)

その他(税制)支援関係

固定資産税等の軽減 [別添③④]

1. 固定資産税・都市計画税の減免

・中小企業・小規模事業者(個人事業者含む)の保有する建物や設備等の来年度(2021年度)の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

※2020年の固定資産税・都市計画税は、1年間納税猶予される場合あり

※市町村への申告前に、認定革新等支援機関等※の確認を受ける必要

2. 固定資産税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長

・中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間固定資産税が減免(※)されます。

※通常、評価額の1.4%のところ、投資後3年間、ゼロ~1/2軽減

・本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、適用期限を2年間延長(2023年3月末まで)。

<先端設備等導入計画について><https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

3. 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置 新規

・土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度は、評価替えを行った結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据置予定。

※改正法律案の成立が条件

納税の猶予の特例【国税・地方税】 [別添③⑤]

・2月以降、売上が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税が猶予されます。

・法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象。

欠損金の繰戻し還付 [別添③⑥]

・資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

・本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大。

・R2/2/1からR4/1/31までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用。

確定申告の期限延長 [別添③⑦]

新規

・緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間(R3/2/16~3/15)と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について、全国一律でR3/4/15まで延長されます。

中小企業者等の法人税率の特例の延長 [別添③⑧]

・中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について本則では19%のところ、更に15%まで軽減されます

・本特例の適用期限を2年間延長予定(2023年3月末まで)。

※改正法律案の成立が条件

経営相談関係

経営相談窓口の設置 [別添③⑨]

・中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応します。【土日・祝日も対応】

※事前申し込みが必要な場合があります。
詳細は、各資料を参照ください。

専門家による経営アドバイス [別添④⑩]

・資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

①全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応

②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます

③オンラインで、専門家が何度でも無料で相談に対応いたします

④テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる「中小企業デジタル化応援隊事業」を開始

【主な参考リンク集】

○経済産業省 コロナ支援策パンフレット
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

○内閣官房 コロナ各種支援集
<https://corona.go.jp/action/>

○厚生労働省 助成金関係
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

○国土交通省 金融支援事業
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000076.html